

高知県起震車利用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地震防災対策の学習、訓練の一環として広く県民が地震の揺れを疑似体験できるよう、高知県（以下「県」という。）の所有する起震車を一般利用する場合に必要な事項について定める。

（申込等）

- 第2条 起震車を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、市町村を通じて利用希望日時の起震車の予約状況を確認のうえ、原則として利用希望日の2カ月前から10日前までに、県が起震車の運用を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）に起震車利用申込書（別記様式1号、以下「申込書」という。）を提出（電子メール又は郵送）しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、県又は市町村が共催又は後援する防災イベント等で起震車を利用する場合は、随時、前項に定める手続きを行うことができる。なお、年度ごとに県が指定する期日までに申込書が提出されたもので、利用日時が競合する場合には、県において公正に抽選を行い、利用者を決定する。
- 3 委託事業者は、第一項の申込書の提出又は前項の利用者の決定があった場合、その内容等を確認のうえ当該利用者に起震車利用等受け付け確認書（別記様式第2号）を送付する。

（起震車の利用等）

- 第3条 起震車の運転及び起震装置の操作は、委託事業者が行うものとし、起震車に搭載する器材の設置、使用及び片づけは利用者が行うものとする。
- 2 起震車の利用にあたっては、別に定める注意事項を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、揺れ体験と併せて起震車に搭載する防災啓発器材（啓発映像放映機器や防災パネル等）を使用し、参加者の防災意識の向上に努めるものとする。
- 4 起震車、防災啓発器材等の利用に係る費用は県が負担し、利用者の負担は要しない。

（連絡担当者及び安全確認者）

- 第4条 利用者は、揺れ体験の実施内容の確認や変更、雨天による中止等の連絡に備えて、連絡担当者を配置するほか、揺れ体験中の体験室と起震車周辺の安全を確認する安全確認者を1名以上配置しなければならない。
- 2 連絡担当者及び安全確認者は、責任を持って安全確認を行える成人とする。
- 3 利用者は、長時間にわたって揺れ体験を実施する際は、交代のため複数名の安全確認者を用意するよう努めなければならない。
- 4 委託事業者が一時的に起震車を離れる際は、安全確認者が体験者に対して揺れ体験を休止する旨を周知し、体験者等が起震車に触れる又は乗り込むことがないように安全管理を行わなければならない。

（揺れ体験の事前確認）

第5条 連絡担当者及び安全確認者は、揺れ体験の実施前に、委託事業者と安全確認についての打ち合わせをしなければならない。

（揺れ体験の中止）

第6条 利用者は、原則として雨や雪、強風などの悪天候時には、体験者の安全確保や起震装置の故障防止のため揺れ体験を中止する。また、県や委託事業者が悪天候と判断する場合は、当日であっても県又は委託事業者から利用者に対して中止の連絡を行う。

2 その他、利用者側の都合により揺れ体験を中止する場合は、前日（前日が土日祝日の場合は、その直前の平日）までに委託事業者に連絡しなければならない。

（事故に対する賠償責任等）

第7条 起震車の利用中に生じた事故により発生した賠償責任は、全て利用者が負う。ただし、利用者に重大な過失が認められない場合は、この限りでない。

2 利用者は、起震車の利用中に生じた事故について、直ちに県に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項は必要に応じて別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

令和 年 月 日

起震車利用申込書

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長 様

申請者 住所

団体（所属）名

代表者氏名

揺れ体験を下記のとおり実施したいので、高知県起震車利用要綱第2条の規定に基づき起震車の利用を申し込みます。

記

1 目的及びその内容 ※事業計画やチラシ等があれば添付してください。

2 地震体験実施場所及び参加予定人数

施設 名：

住 所：

参加予定人数：

※主要道路（国道等）から実施場所までの経路が確認できる地図を添付してください。

3 地震体験実施日時等

○実施日時

令和 年 月 日 時 分から令和 年 月 日 時 分まで

4 連絡担当者及び安全確認者 ※各1名以上を必ず確保してください。（兼務可）

（1）連絡担当者名：

TEL：

FAX：

（2）安全確認者名：

※安全確認者とは、揺れ体験中の乗員や起震車周辺の安全確認を行う人です。

揺れ体験中は必ず立ち会う必要があります。

※連絡担当者及び安全確認者は、責任を持って安全確認を行える成人の方を記入してください。

5 体験中の事故に対する賠償責任について

☐ 高知県起震車利用要綱第7条の「事故に対する賠償責任等」について確認しました。

※確認した場合、☐にチェックをお願いします。チェックが無い場合、申込できません。

※イベント保険等に加入される場合は、「起震車体験」に適用できることを必ず確認してください。

起震車利用等受付確認書

申請者 住所

団体（所属）名

代表者氏名 様

令和 年 月 日付けでお申し込みいただきました起震車利用等について、下記のとおり受付いたしました。

記

1 揺れ体験実施場所

施設名：

住 所：

2 揺れ体験実施期間

令和 年 月 日 時 分から令和 年 月 日 時 分まで

※注意事項

- ・ 操作者のため、食事や休憩（2 時間ごとに15分程度）の時間を確保してください。

3 連絡担当者及び安全確認者

連絡担当者： 様

安全確認者： 様

4 派遣する運転手及び操作員

5 その他

体験場所の確認や安全確認等の打合せを行いますので、連絡担当者及び安全確認員は、開始時間の10分前までには揺れ体験実施場所にお越しください。

なお、悪天候時には体験者の安全確保や起震装置の故障防止のため、揺れ体験を中止いたしますのでご了承ください。

高知県起震車運転等業務委託 事業者

住所：

法人名：

電話：

担当：

ファックス：